（氏名変更の届出）

第八条　受給資格者は、氏名を変更したときは、次に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があった日から十四日以内に、機構に提出しなければならない。

一　（略）

二　個人番号又は受給資格者番号

2　（略）

（住所変更の届出）

第九条　受給資格者は、住所を変更したときは、次に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があった日から十四日以内に、機構に提出しなければならない。

一　（略）

二　変更後の住所

三　個人番号又は受給資格者番号

2　前項の規定により同項の届書に受給資格者番号を記載する者にあっては、同項の届書に受給資格者証その他の受給資格者番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

（特別障害給付金払渡方法の変更の届出）

第十条　受給者は、特別障害給付金の払渡しを希望する機関又は払渡しを希望する機関の預金口座の名義を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

二　個人番号又は受給資格者番号

三　次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　第一条第一項第七号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称並びに預金口座の名義及び口座番号

ロ　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の届書に受給資格者番号を記載する者にあっては、受給資格者証その他の受給資格者番号を明らかにすることができる書類

二　前項第三号イに掲げる者にあっては、預金口座の名義及び口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類

（受給資格者証の再交付の申請）

第十一条　受給資格者は、受給資格者証を破り、汚し、若しくは失ったとき又は受給資格者証に記載された氏名に変更があるときは、受給資格者証の再交付を厚生労働大臣に申請することができる。

2　前項の申請をする場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一　氏名（受給資格者証に記載された氏名に変更がある者にあっては、変更前及び変更後の氏名）、生年月日及び住所

（氏名変更の届出）

第八条　受給資格者は、氏名を変更したときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があった日から十四日以内に、機構に提出しなければならない。

一　（略）

二　受給資格者番号

2　（略）

（住所変更の届出）

第九条　受給資格者は、住所を変更したときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があった日から十四日以内に、機構に提出しなければならない。

一　（略）

二　変更前及び変更後の住所

三　受給資格者番号

（新設）

（特別障害給付金払渡方法の変更の届出）

第十条　受給者は、特別障害給付金の払渡しを希望する機関を変更しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

二　受給資格者番号

三　次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　第一条第一項第七号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号

ロ　（略）

2　前項第三号イに掲げる者にあっては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

（受給資格者証の再交付の申請）

第十一条　受給資格者は、受給資格者証を破り、汚し、又は失ったときは、受給資格者証の再交付を厚生労働大臣に申請することができる。この場合において、破り、又は汚した受給資格者証を当該申請書に添えなければならない。

2　前項の申請をする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所